

# ネズミ講は禁止

## — 巧妙な勧誘にご注意

ネズミ講の被害が全国各地に広がり、大きな社会問題となつていきます。

これ以上の悲劇を防止するためネズミ講は、法律（無限連鎖講の防止に関する法律）で禁止されることとなりました。（昭和54年5月11日施行）

ネズミ講を開くことはもちろん、加入、勧誘、場所の提供なども、禁止されます。でも油断は禁物です。ネズミ講を絶滅させるには、なんといてもひとりひとりの注意が必要なのです。

### 人間関係を破壊する ネズミ講

大学生のA君は、先輩から「君が加入して、お金を払い込み、友達二人を紹介すれば、五十倍以上のお金が送られてくる。アルバイトより有利だ。」と勧められて加入し、勉強もそっちのけで勧誘に走り回りましたが、思ったように勧誘が続かず、出したお金が戻ってきません。また、Aが勧誘した友人のB君からは、「送金されてこない」と責められ、大事な友人を失ってしまいました。

### 大部分が 損をする仕組み

ネズミ講には、種類がいろいろありますが、典型的なネズミ講は①講（コースなど）とよぶ場合が多い）に加入すると、一定金額を講本部や先輩会員に送金する。②講に加入すると、最低二名の新規会員を勧誘し、加入させなければならぬとされる。③勧誘・加入させた自分の子会員が、孫会員を勧誘・加入させ……この過程を重ねて、自分の子孫会員が一定数に達すると、講の

本部または子孫会員から、自分の支出額を上回る金額を受領できるといったしくみです。

ところが、一人が二人ずつ勧誘……二人が四人……と進むと二十七日目には、なんと一億三、四二二万七、七二七名（累積）日本の人口をオーバーしてしまいます。ネズミ講が成り立って行くためには子孫会員が倍々で増えなければなりませんから二十八段階目には、日本の人口を上回る会員数がさらに必要です。「人口は無限、会員になる人が必ずいる」というネズミ講のいいふんは通用しません。大部分の人は必ず損をする仕組みなのです。

### 勧誘したら 二〇万円以下の罰金

加入した人は、さらに他の人を

も巻き込み、迷惑をかけるという意味で、被害者であると同時に加害者になってしまいます。無限連鎖講防止法の施行により、ネズミ講の開設はもちろん加入、勧誘、そのための場所の提供などは、一切禁止です。

違反した場合は、厳しい罰則が定められています。ネズミ講をつくったり、運営したら三年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金です。講に加入するよう勧誘した場合は、二〇万円以下の罰金で、さらに、職業的に勧誘したら、一年以下の懲役または三〇万円以下の罰金を科せられます。

### 巧妙な手口 しつかり見きわめて

ネズミ講の勧誘の手口は、さまざまで、しかも自分からは、ネズ

ミ講とは決して名乗りません。さそわれても、甘い言葉にのらず、それがネズミ講であるかどうか、しつかり見きわめましょう。

### 郷里に遺志を寄附

#### 学校施設にと一、二〇〇万円

故・杉野芳子さん（杉野ドレメ学園長・品川区上大崎四一六一六）の遺志で、主司である岩沢英一さん（東町1）から、横芝中、横芝小、第二保育所の教・保育施設整備資金に当てて下さいと、昨年十二月、町に一千二百万円の寄附がありました。

町では、この篤志に感謝するとともに杉野さんの遺志に添って資金を活用させていただきます。

## 国民年金

### 21歳の学生 加入の必要は？ (東町3・学生S)

#### 問

二十一歳の洋裁学校の学生ですが、友達から、

#### 答

国民年金では、高等学校や大学の学生は、強制加入の対象から除外され、任意加入の対象となっています。しかし、ここで言う学生や生徒とは、学校教育法で定める高等学

国民年金に加入しなければならぬと言われました。私は今まで、学生は加入しなくてもよいと聞いていましたが、やはり加入しなくては行けないのでしょうか。

校、大学、大学院、短期大学等の全日制課程に在学中の方だけで、夜間部や定時制課程の方及び予備校や、洋裁学校などの各種学校に在学中の方は除かれます。従ってあなたの場合、強制加入の対象となりますので、今すぐ、国民年金に加入する必要があります。

